

第9号様式（第13条第1項関係）

① 危険物 製造所
貯蔵所
取扱所 休止
~~再開~~ 届出書

年 月 日			
柏市消防局長 宛て ② 届出者 住所 千葉県柏市柏〇番地〇 氏名 〇〇株式会社 代表取締役 消防 太郎 電話 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇			
③ 設置者	住所	千葉県柏市柏〇番地〇 (電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)	
	氏名	〇〇株式会社 代表取締役 消防 太郎	
設置場所		④ 千葉県柏市柏〇丁目〇〇	
設置の許可年月日 及び許可番号		⑤ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇号	
製造所等の別		⑥ 貯蔵所	貯蔵所又は取扱所の区分 ⑦ 地下タンク貯蔵所
危険物の類、品名(指定数量)及び最大数量		⑧ 第4類 第2石油類 軽油 (1,000L) 10,000L	指定数量の倍数 ⑨ 10倍
休止年月日 又は再開年月日		⑩ 令和〇〇年〇〇月〇〇	
休止又は再開の理由		⑪ 事業の一時的な縮小によるため	
休止中の安全対策		⑫ タンクは清掃後、窒素充填。月に1回程度目視による劣化状況及びガス抜け等を確認する。また休止の旨の標識を設置する。	
その他必要事項		⑬ 休止中の管理責任者 〇〇 〇〇 (連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)	
※ 受付欄		※ 経過欄	

備考

- 1 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に()内に該当する指定数量を記載すること。
- 3 ※の欄は、記入しないこと。

- ① 製造所等の別及び休止・再開の別は、該当するもの以外を二重線取消線で抹消するか、又は該当するものを○で囲むよう記入してください。
- ② 届出者の住所及び氏名は、届出に係る製造所等の設置者の住所及び氏名又は、柏市消防法施行細則第15条による設置者等変更届出書にて届出されている運営者の住所及び氏名としてください。

なお、届出者が設置者又は運営者（届出に関する権限を有する場合に限る。）と異なる場合は、委任状等を添付してください。

- ③ 許可申請書又は最新の設置者等変更届出書に記載されている設置者と同一の方としてください。ただし、届出時において過去の申請・届出のときと設置者が変更になっている場合は、柏市消防法施行細則第15条による設置者等変更届出書を併せて提出してください。
- ④ 許可申請書に記載されている設置場所と同一にしてください。ただし、届出時において過去の申請時と設置場所が土地区画整理事業等により変更になっている場合は、柏市消防法施行細則第15条による設置者等変更届出書を併せて提出してください。
- ⑤ 許可申請書に記載されている設置許可年月日及び設置許可番号を記入してください。
- ⑥ 製造所等の別は、製造所は「製造所」、〇〇貯蔵所は「貯蔵所」、〇〇取扱所は「取扱所」と記入してください。
- ⑦ 貯蔵所又は取扱所の区分は、危政令第2条又は危政令第3条に規定する区分により、「屋内貯蔵所」、「給油取扱所」等と記入してください。
- ⑧ 品名（指定数量）の記載は、届け出る危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に括弧内に該当する指定数量を記入してください
- ⑨ ⑧の指定数量により倍数を算出し、記入してください。
- ⑩ 使用の休止の場合は、休止の始期及び終期を記入してください。休止期間は原則3箇月以上からとし、終期までの期間は届出者の任意の期間とすることができます。

※終期が未確定な場合は、現在で予想できる終期年月日を予定として記入してください。

終期が延長し、予定日を超える場合は、再度休止届を提出し、終期を設定してください。

- ⑪ 休止又は再開の理由を簡潔に記入してください。

(例)

- ・事業の一時的な縮小によるため
- ・冬季まで危険物を貯蔵しないため

- ⑫ 休止の場合には、休止中の用途、安全のために講じた措置等を記入してください。
- ⑬ 休止中の管理責任者の連絡先等その他必要な事項を記入してください。

(例)

休止に伴い、地下貯蔵タンク及び埋設配管の漏れの点検期間を延長します。

※地下貯蔵タンクを有する製造所等又は埋設配管を有する製造所等を休止し、その間、漏れの点検を行わない場合は、別途申請書（漏れの点検期間延長申請書）が必要になりますので御注意ください。

点検延長を受ける方は[平成22年7月8日消防危第144号「既設の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等に係る運用について」](#)を参考に安全対策を講じてください。

補足事項

- ① 手続きの時期：休止しようとするとき又は再開しようとするときの7日前まで
- ② 手続き可能な方：設置者又は運営者
- ③ 代理人による手続き：可能(設置者又は運営者からの委任状が必要)
- ④ 手続き方法：直接受付窓口へ
- ⑤ 届出部数：2部
- ⑥ 必要書類：危険物製造所等休止・再開届出書
- ⑦ 手続き後にお渡しするもの：届出書の副本
- ⑧ 注意事項
 1. 休止中は次に掲げることに留意してください
 - (1) 危険物の貯蔵・取扱いはしない
 - (2) 施設の管理責任者を明確にしておく
 - (3) 出入口、注入口等の施錠等防火管理を十分に行う
 - (4) 休止中の旨の標識等を見やすい箇所に掲げる
 2. 休止期間中は原則保安監督者の選任義務及び定期点検義務が無くなるわけではありません。休止期間中の定期点検を再開時まで延長されたい場合は、別に申請書を提出してください。
 3. 休止に係る措置として、危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクから指定数量以上の危険物を抜き取る行為をする場合は、別に申請書を提出し、承認を受ける必要があります。